

事業計画書

1. 法人の理念

私たちは その人を心でうけ その人に心で応え
常に研鑽を積み 資質の向上を図りつつ
地域社会福祉を創造します。

2. 法人の基本方針

障害福祉サービス及び介護福祉サービスの質の向上を図るとともに、常に利用者の立場に立ち、保障された品質の高い障害者支援及び高齢者介護サービスを提供し、利用者とのコミュニケーションを図り、相互理解を構築するとともに、職員が支援及び介護の専門職としての技術の向上を図り、工夫を凝らして時間・効率・連携を考え、心にゆとりを持って「信頼と安心の福祉サービス」を提供できるよう努めます。

3. 法人の事業目的

社会福祉法人寿徳会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行います。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 特定相談支援事業の経営
- (ホ) 生計困難者に対する相談支援事業

4. 重点目標

(1) 平成 30 年度報酬改定への対応

(イ) 高齢者福祉

- 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、国民 1 人 1 人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、介護報酬改定により、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進。 改定率：+0.54%

<基本的な考え方とその対応>

- I 地域包括ケアシステムの推進
- II 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現
- III 多様な人材の確保と生産性の向上
- IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

(ロ) 障害者福祉

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケアへの対応や就労支援サービスの質の向上などの課題への対応。 改定率：+0.47%

<基本的な考え方とその対応>

- I 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援
- II 医療的ケアへの対応等
- III 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進
- IV 障害福祉サービスの持続可能性の確保

(2) 法人の使命、経営の原則

社会福祉法人制度改革の大きな目標は、公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人のあり方を徹底することあると考えます。これに基づき、以下の内容に注力しつつ法人運営に努めます。

I. 利用者に対する基本姿勢

①人権の尊重

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供します。

②サービスの質の向上

常に利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供します。サービスの質の向上に向けた体制を構築します。

③地域との関係の継続

利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続、さらに促進されるように支援します。

④生活環境・利用環境の向上

良質かつ安心・安全なサービス提供を実現するため、利用者の生活環境・利用環境の整備に努めます。

II. 社会に対する基本姿勢

⑤地域における公益的な取組の推進

地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進します。また、地域福祉計画にも積極的に参画し、地域包括ケアの確立に取り組みます。

⑥信頼と協力を得るための情報発信

社会福祉法人が非営利法人として、積極的に活動していくためには、財源負担者たる国民からの信頼や協力が必要不可欠です。今「見える化」にとどまらない「見せる化」を推進し、国民の信頼と協力を得るために、積極的な情報の発信に取り組みます。

Ⅲ. 福祉人材に対する基本姿勢

⑦トータルな人材マネジメントの推進

経営理念に基づき、めざす法人経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築します。

⑧人材の確保に向けた取組の強化

良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じます。また、福祉の仕事の啓発のための情報発信、福祉教育にも取り組みます。

⑨人材の定着に向けた取組の強化

福祉サービスの継続と発展のために、職員処遇全般の向上、働き甲斐のある職場づくりに取り組みます。また、多様な職種、職務形態、年代の職員が働きやすい環境を推進します。

⑩人材の育成

法人がめざす職員像に基づき、職務能力の開発および全人的な成長を目的とした人材育成に取り組みます。また、職員の質の向上、福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層の育成に取り組みます。さらに、「新しい地域包括支援体制」を支える総合的な人材の育成にも取り組みます。

Ⅳ. マネジメントに対する基本姿勢

⑪コンプライアンス（法令等遵守）の徹底

社会福祉法などの関係法令はもとより、法人の理念や諸規程さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。

⑫組織統治（ガバナンス）の確立

改正社会福祉法に基づいた理事会、評議員会、理事、監事および評議員が各々の役割を認識し、法人経営と各事業所経営のチェック機能、各機関間（理事会、監事、評議員会）の相互牽制機能を確立します。

⑬健全な財務規律の確立

公益性の高い事業活動の推進および信頼性の高い効率的な経営の観点から、健全な財務規律を確立します。

⑭経営者としての役割

社会福祉法人の経営者は、リーダーシップを発揮し、地域の生活課題や福祉ニーズに対して素早く対応します。

5. 評議員会・理事会等の開催

名称	内容	開催回数等
評議員会 (運営に係る重要事項の決定機関)	①事業報告(報告案件) ②決算書類等(承認案件)等	定時評議員会 6/20(水)予定 承認案件がある場合に開催する(11月、3月予定)
理事会 (業務執行の決定機関)	①業務執行の決定(日常業務として理事会が定めるもの) ②理事の職務執行の監督 ③理事長及び常務理事の選定及び解職	理事会 6/1(金)予定 毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上
監事	理事の職務執行の監査、計算書類等の監査、監査報告書の作成、事業の報告要求等	監事監査年1回以上 5/25(金)予定 評議員会・理事会への出席

6. 寿徳会後援会の充実・発展に寄与する

法人を支える後援会の充実・発展に寄与するため、職員一丸となって、後援会へ

の協力体制を推進します。

7. 家族会・保護者会との連携

はだの松寿苑「家族会」・松下園「保護者会」・キャンパス秦野「きずなの会」
との連携充実を図り、各種行事において共同で行えるよう計画します。

8. 平成 30 年度借入金償還計画

別紙 1 の通りです。